

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定  
に関する適用指針(案)」に関するコメント

2008年2月25日  
(社)日本経済団体連合会  
経 済 第 二 本 部

当会の会員企業より以下のコメントが寄せられておりますので、提出いたします。

指針(第9項)

「一般的には」と記述されているが、「緊密な者」の例示として「議決権の100分の20以上を所有している会社等」を記載することにより、企業会計・監査の実務において当該例示をもって機械的に「緊密な者」と判断することが懸念される。したがって、自己の議決権の所有事実のみをもって「同一の議決権を行使することが客観的かつ明白に認められるとはいえない」ことを結論の背景等で明確に示していただきたい。

指針(第16項)

(1)について、「当該株主が独立して方針決定していることが明らかであると認められる場合には、子会社に該当しないことにあたる」とあるが、この場合、「当該株主」が「独立して方針決定している」ことを自己が挙証する必要があるとも読めるため、客観性の観点から、監査委員会報告第60号にあるような記載が望ましい。

その他

指針第9項(5)、第13項・第14項(3)、第15項(1)、第21項(2)に関し、「概ね」という表現が加わっているが、「概ね」という表現には、主観性に入る余地があるため、削除した方が良いのではないか。

その他

適用指針第4項、第8項では、「この(議決権の所有割合の)算定にあたっては、事業年度末における所有株式に基づく株主総会での議決権の数によることに留意する。」と記載されている。一方、実務としては、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第7項、および企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」第16項において、中間決算日または四半期決算日を基準日とした支配獲得又は解消の手続が定められており、これらに従い事業年度の途中での連結範囲の変更が行われている。

このように、今回の適用指針では、中間財務諸表や四半期財務諸表の作成を前提とする表現となっていないので、事業年度の途中での判定があり得ることを前提とした表現を追加することが適当である。

以 上